

町有財産（令和 7 年 8 月 4 日公告分）公売募集要領

あさぎり町では、特に保有し又は活用する予定のない土地について、一般競争入札により売却することにいたしました。

入札に参加を希望される方は、この募集要領をよくご理解のうえ、申込み手続きをされますようお願いいたします。

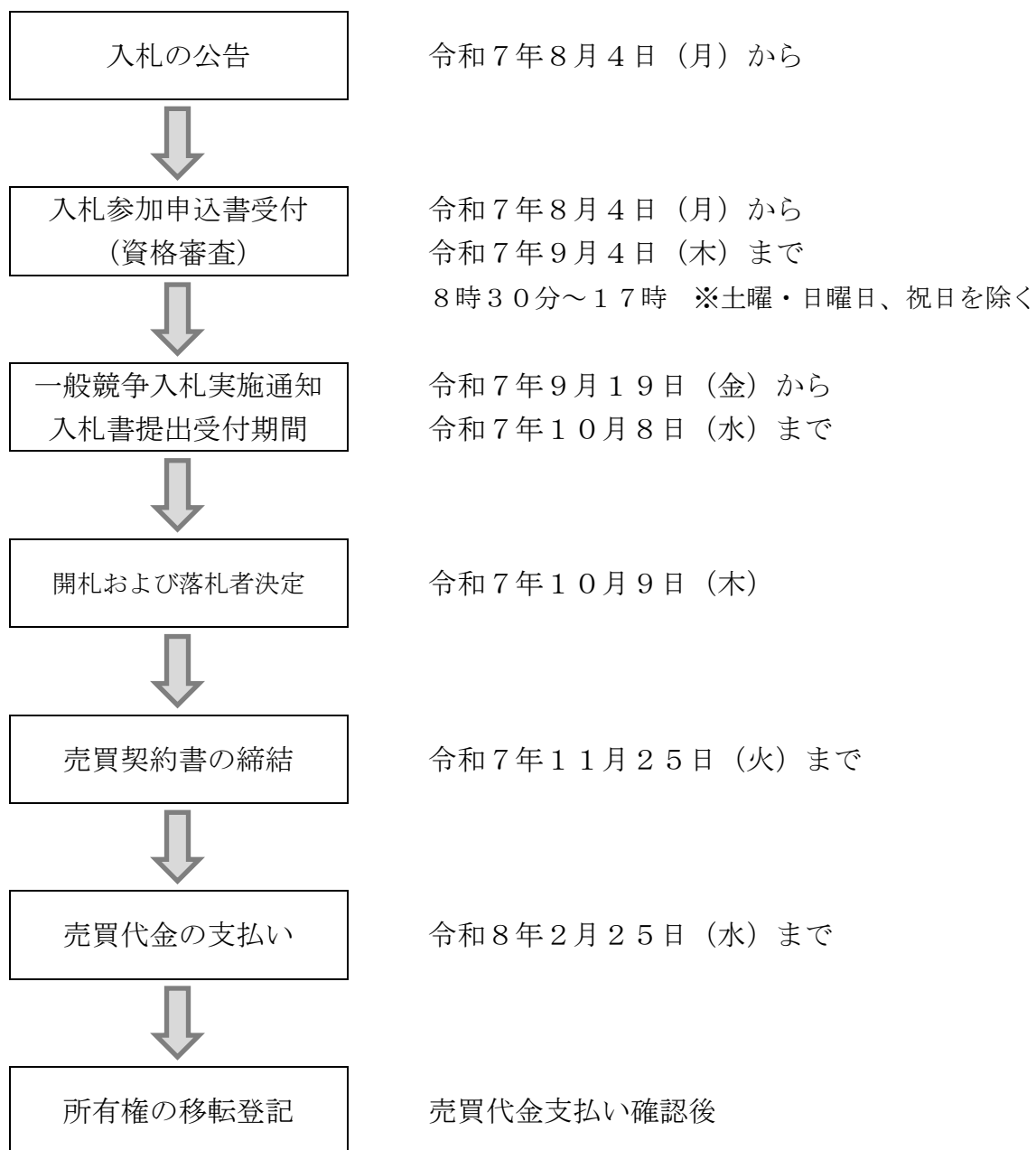
申し込み及び問い合わせ先

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1 1 9 9 番地
あさぎり町役場 財政課 財産管理係（本庁舎 2 階）
TEL 0966-45-7228

目次

一般競争入札の流れ.....	2
1 売却物件総括表.....	3
2 入札参加申込みの受付及び方法.....	3
3 入札参加申込者の資格.....	4
4 現地説明会について.....	4
5 入札書提出の受付及び方法.....	4
6 開札日時及び場所.....	5
7 売買契約の締結.....	6
8 契約保証金.....	6
9 契約に付する条件等.....	6
10 売買代金の支払.....	7
11 所有権の移転等.....	7
12 入札不調物件の売払い.....	7
物件調書等.....	8
入札参加申込書及び入札書等.....	11
町有財産売買契約書（案）.....	22

一般競争入札の流れ



注意）上記は手続きの概略図です。募集要領で必ず詳細をご確認ください。

1 売却物件総括表

区分	所在地	地目	地積	売却予定価格
土地	あさぎり町岡原北字 宮野 1288 番 4	宅地	664.29 m ²	2,002,000 円
	あさぎり町岡原北字 宮野 1288 番 5	宅地 現況（公衆用道路）	141.56 m ² の 1/4	上記予定価格に含む

※土地のみのため、消費税は非課税となります。

※1288 番 5 の宅地 現況（公衆用道路）については、共有割合 1/4 とし、
売却予定価格に 12,000 円が含まれております。

2 入札参加申込みの受付及び方法

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 9 月 4 日（木）
8 時 30 分～17 時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

(2) 受付場所

あさぎり町役場本庁舎 2 階 財政課

(3) 申込み方法

「町有財産公売一般競争入札参加申込書」に必要事項を記載・押印のうえ、(4) の「申込みに必要な書類」を添えて、(1) の受付期間内に
(2) の受付場所までお持ちください。

(4) 申込みに必要な書類

① 個人の場合

- ・ 住民票（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 印鑑登録証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 滞納がないことの証明書
または直近（最新）の市町村民税等の納税証明書
- ・ 「誓約書及び同意書」

※ 複数の個人で共有しようとする場合は、その共有しようとする申込者全員分をお持ちください。

② 法人の場合

- ・ 法人登記事項証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 印鑑登録証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 直近（最新）の法人市町村民税等の納税証明書
上記の内容が記載された「滞納がないことの証明書」でも可
- ・ 「誓約書及び同意書」

※ 申込書に虚偽の記載をされた場合は、応募は無効とし、以後本町が行う公募売払いの申込者になることができません。

3 入札参加申込者の資格

(1) 申込者となることができない者

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 町有財産公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員
- ④ 納付すべき町税、国民健康保険税その他使用料等を滞納している者
- ⑤ あさぎり町暴力団排除条例（平成23年あさぎり町条例第20号）第2条第2号に該当する者

(※ 入札参加申込書の提出後、警察当局に確認を行います)

(2) 参加資格の承認

「町有財産公売一般競争入札参加申込書」を提出された方には、入札日前までに参加資格の有無について申込者宛に通知し、参加資格のある方には入札時に必要となる書類を合わせて交付します。

4 現地説明会について

現地説明会は行いません。入札に参加を希望される方は、入札前までに必ず現地をご確認ください。

5 入札書提出の受付及び方法

(1) 入札書提出受付期間

令和7年9月19日（金）～令和7年10月8日（水）

8時30分～17時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

(2) 提出場所

あさぎり町免田東1199番地

あさぎり町役場本庁舎2階 財政課

(3) 入札書提出方法

「入札書」に必要事項を記載・押印のうえ、封筒に入札書を入れ（1）の受付期間中に（2）へご提出ください。

※ 提出は、郵送または持参のどちらでも構いませんが、記入例の通り封筒に入れ封印がされていないものは受付けることができかねますのでご注意ください。

記載方法等は本要領 11 ページ以降にあります、記入例をご確認ください。こちらの内容については、参加資格審査後に町有財産公売一般競争入札参加資格審査通知書にて改めて通知いたします。

(4) 入札の方法

入札は、町の売却予定価格以上の金額で入札してください。

※ 入札が無効となる場合

- ・ 入札金額が売却予定価格に満たない場合
- ・ 入札者が参加資格を有しない場合
- ・ 金額を訂正した入札書、金額その他必要事項を確認しがたい入札書又は記名押印のない入札書を提出した場合

(5) 入札者不落となった場合

開札後、入札者のない若しくは落札されなかった物件、又は落札者が買い受けを辞退した物件は、町有財産（令和 7 年 8 月 4 日公告分）公売募集要領項目 1 2 の入札不調物件の売払いの通り、希望者があれば先着順で売払いを行います。

6 開札日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

【日 時】 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）

【場 所】 あさぎり町役場本庁舎 2 階 財政課

(2) 開札は本庁舎財政課にて厳正に行い、(3) の通り落札者を決定いたします。

※ 入札参加者の参加は不要です。

(3) 落札者の決定

入札を行った者のうち、売却予定価格以上で最高の金額をもって入札した者が落札者となります。（同額の場合は、くじ引きにて落札者を決定いたします。くじ引きとなった場合は、入札参加者へ改めて通知いたします。）

(4) 入札結果の公表

売却物件の所在地、落札者及び落札金額等の入札結果については、本町ホームページにおいて公表します。（落札者については「個人」又は「法人」と表記します。）

7 売買契約の締結

落札者は、令和7年11月25日（火）までに、町との間で町有財産売買契約書を締結していただきます。

8 契約保証金

契約保証金は落札金額が300万円を超えない場合に免除とします。

9 契約に付する条件等

売買契約には、次の条件を付します。

(1) 禁止する事項

- ① 売却物件の所有権を第三者（落札者の操業に必要な関連企業を除く。）に移転し、又は売却物件を第三者（落札者の操業に必要な関連企業を除く。）に貸し付けること。ただし、あらかじめ町の承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。
- ③ 落札者が、落札者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められること。
- ④ 落札者が、落札者の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められること。

(2) 違反した場合の措置

（1）の条件に違反した場合は、契約を解除し、所有権を町へ移転します。その際、売買代金は全額返金いたします。

(3) その他

- ① 落札した物件の引き渡し後に、落札者が、測量の誤差その他の物件の隠れた瑕疵を発見したとしても、これを理由に損害賠償の請求、代金の減額若しくは返還または契約の解除をすることはできない。
- ② 売却物件に建物その他の工作物を建築する場合には、周辺住民に対し十分な計画説明を行うこと。
- ③ 周知の埋蔵文化財包蔵地における本調査、発掘その他の費用が発生する場合は、落札者の負担とする。

10 売買代金の支払

令和8年2月25日（火）までに売買代金を本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。

11 所有権の移転等

- （１） 所有権の移転は、売買代金の支払いがあった日とし、売却物件を引き渡したものとします。（現状有姿で引き渡します。）
- （２） 所有権の移転登記は、支払い完了後、本町が行います。
- （３） 売買契約に必要な印紙代及び登記に必要な登録免許税等の一切の費用は落札者の負担となります。費用については落札者へ担当者よりお知らせいたします。
- （４） 落札者は、所有権移転登記前に売却物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 入札不調物件の売払い

入札者のない若しくは落札されなかった物件、又は落札者が買い受けを辞退した物件は、希望者があれば先着順で売払いを行います。なお、価格は「売却予定価格」を「売却価格」に読み替えるものとします。

（１） 受付期間

令和7年10月9日（木）～令和8年1月30日（金）
8時30分～17時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

（２） 受付場所

あさぎり町役場本庁舎2階 財政課

※ 物件の売払い状況、必要書類についてはお問い合わせください。

物件調書

物件番号	2025岡01
------	---------

所在地		熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4、5			
住居表示		同所			
地番 地目 地積	熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4		宅地	664.29㎡	
	熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番5		宅地	141.56㎡の1/4	
接面道路 の状況	南東側 未舗装町道 幅員約4m 南西側 舗装町道 幅員約2.5m（水路を介して）				
法令に 基づく 制限	都市計画法	なし			
	建築基準法	なし			
	文化財保護法	なし			
	その他				
供給処理 施設の概 要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担等の有無
	電気	接道道路配線	有	-	-
	公営水道	接道道路配管	有	下記参考事項欄のとおり	
	公共下水道	接道道路配管	有	下記参考事項欄のとおり	
交通機関	鉄道等 バス	くま川鉄道 東免田駅の南方 約2.8km 九州産交バス 築地停留所の南方 約2.8km 徒歩約35分			
公共施設	あさぎり町役場 岡原支所		岡原小学校		
参考事項	・上水道、下水道について、詳しくはあさぎり町役場上下水道課 TEL 0966-45-7222へお問い合わせください。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください

所在地	熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4、5	物件番号	2025岡01
-----	---------------------------	------	---------

案 内 図



※ 現在の周辺状況と異なる場合があります

凡 例

売却物件

所在地	熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4、5	物件番号	2025岡01
-----	---------------------------	------	---------

写 真



町有財産公売一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所

(会社名)

氏 名

印

電話番号

町有財産（令和7年8月4日公告分）公売募集要領及び町有財産売買契約書の
内容を承知の上、下記物件の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件の表示 土地 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5

購入後の用途

- （注意）
- 1 申込者欄は、契約予定者名で記入してください。
 - 2 押印は印鑑登録された印鑑（実印）を使用してください。
 - 3 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で記入し押印してください。

記入例:個人

町有財産公売一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所 熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇

(会社名)

氏 名

あさぎり 太郎



電話番号

自宅、携帯電話でも可
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

町有財産（令和〇年〇月〇日公告分）公売募集要領及び町有財産売買契約書
の内容を承知の上、下記物件の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件の表示 区分 所在

購入後の用途 〇〇〇〇

- (注意)
- 1 申込者欄は、契約予定者名で記入してください。
 - 2 押印は印鑑登録された印鑑（実印）を使用してください。
 - 3 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で記入し押印してください。

記入例: 法人

町有財産公売一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所 **熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇**

(会社名) **株式会社アサギリ**
氏 名 **代表取締役
あさぎり 太郎**



電話番号 **会社の電話番号
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

町有財産（令和〇年〇月〇日公告分）公売募集要領及び町有財産売買契約書
の内容を承知の上、下記物件の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件の表示 区分 所在

購入後の用途 **〇〇〇〇**

- (注意)
- 1 申込者欄は、契約予定者名で記入してください。
 - 2 押印は印鑑登録された印鑑（実印）を使用してください。
 - 3 共有名義で契約予定の場合は、各名義人連記で記入し押印してください。

誓約書及び同意書

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所

(会社名)

氏 名

印

※共有名義人連記・押印（実印）

（ 私 ・ 当法人 ）は、町有財産（令和7年8月4日公告分）公売募集要領に基づき一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、下記事項について、同意します。

記

- 1 入札参加資格を確認するため、関係機関に別表1に記載された者の個人情報等を提供し調査すること
- 2 次に掲げる入札結果を公表すること

物件の所在地、登記地目、面積、売却予定価格、応札者数、契約金額、契約相手方の法人・個人の別

（別表1） 個人の場合は申請人本人及び共同名義人、法人の場合は法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者を含む）全員を記入してください。

続柄 役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (和暦)	性別	住 所
		年 月 日	男・女	〒
		年 月 日	男・女	〒
		年 月 日	男・女	〒
		年 月 日	男・女	〒

記入例：個人

誓約書及び同意書

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所 **熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇**

(会社名)

氏 名 **あさぎり 太郎**



(**私**・当法人)は、町有財産(令和〇年〇月〇日公告分)公売募集要領に基づく一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、下記事項について、同意します。

記

- 1 入札参加資格を確認するため、関係機関に別表1の個人情報等を提供すること
- 2 次に掲げる入札結果を公表すること

物件の所在地、登記地目、面積、売却予定価格、応札者数、契約金額、契約相手方の法人・個人の別

個人の場合は申請人本人及び共同名義人、法人の場合は法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合には、その者を含む)全員を記入してください。

(別表1)

続柄 役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (和暦)	性別	住 所
本人	アサギリ タロウ	昭和〇〇 年	男 ・ 女	〒 868-〇〇〇〇 熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇
	あさぎり 太郎	〇〇月〇〇日		
		年 月 日	男・女	〒
		年 月 日	男・女	〒
		年 月 日	男・女	〒

記入例：法人

誓約書及び同意書

あさぎり町長 北口 俊朗 様

申込者 住 所 熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇

(会社名) 株式会社アサギリ
氏 名 代表取締役 あさぎり 太郎

アサ
ギリ

(私・**当法人**)は、町有財産(令和〇年〇月〇日公告分)公売募集要領に基づく一般競争入札参加に必要な資格を有していることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、下記事項について、同意します。

記

- 1 入札参加資格を確認するため、関係機関に別表1の個人情報等を提供すること
- 2 次に掲げる入札結果を公表すること

物件の所在地、登記地目、面積、売却予定価格、応札者数、契約金額、契約相手方の法人・個人の別

個人の場合は申請人本人及び共同名義人、法人の場合は法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合には、その者を含む)全員を記入してください。

(別表1)

続柄 役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (和暦)	性別	住 所
代表取締役	アサギリ タロウ	昭和〇〇 年	男	〒868-〇〇〇〇
	あさぎり 太郎	〇〇月〇〇日	女	熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇
取締役	アサギリ ハナコ	昭和〇〇 年	男	〒868-〇〇〇〇
	あさぎり 花子	〇〇月〇〇日	女	熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇
取締役	アサギリ ジロウ	平成〇〇 年	男	〒868-〇〇〇〇
	あさぎり 次郎	〇〇月〇〇日	女	熊本県球磨郡あさぎり町〇〇〇〇
		年	男	〒
		月 日	女	

入 札 書

		千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

物件の表示 土地 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5

町有財産（令和7年8月4日公告分）公売募集要領の条件等を承諾の上、入札します。

令和7年 月 日

住 所

（会社名）

氏 名

印

※共有名義人連記・押印（実印）

あさぎり町長 北口 俊朗 様

- （注）
- 1 押印は印鑑登録された印鑑（実印）を使用してください。
 - 2 土地の場合、消費税は非課税となります。建物等を含む場合は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入してください。
 - 3 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰で記入し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。

記入例

入札書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

売却予定価格以上の金額を記載してください

物件の表示 土地 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5

町有財産（令和〇年〇月〇日公告分）公売募集要領の条件等を承諾の上、入札します。

入札日

令和 年 月 日

住 所 申込者の住所

(会社名)

氏 名

申込者の氏名

※共有名義人連記・押印（実印）

代理人

印

あさぎり町長 北口 俊朗 様

- (注)
- 1 押印は印鑑登録された印鑑（実印）を使用してください。
 - 2 土地の場合、消費税は非課税となります。建物等を含む場合は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入してください。
 - 3 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰で記入し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。

入 札 辞 退 届

町有財産（令和7年8月4日公告分）公売について町有財産公売入札参加申込書を提出しましたが、都合により入札を辞退します。

物件の表示 土地 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5

令和 年 月 日

住 所

（会社名）

氏 名

印

※共有名義人連記・押印（実印）

あさぎり町長 北口 俊朗 様

記入例

入 札 辞 退 届

町有財産（令和○年○月○日公告分）公売について町有財産公売入札参加申込書を提出しましたが、都合により入札を辞退します。

物件の表示 土地 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5

提出日

令和 年 月 日

住 所 **申込者の住所**

(会社名)

氏 名

申込者の氏名



※共有名義人連記・押印（実印）

あさぎり町長 北口 俊朗 様

(入札書封筒例)

印	物件の表示	物件番号 物件名	2025岡01 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字宮野1288番4・5	
	入 札 書 在 中			
印	あさぎり町長 北口 俊朗 様		住所 (会社名) 氏名	申込者の住所 申込者の氏名

封筒の形は問いません。

◎封筒に入札書を同封し、封緘のり付けして提出してください。
のり付け後は例の通り、封印を押印ください。

町有財産売買契約書（案）

売主 あさぎり町（以下「甲」という。）と買主 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を金○○○○○円で乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金の納入方法）

第3条 乙は、前条に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（所有権移転及び引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が本契約に基づく売買代金完納の日に乙に移転するものとし、当該物件は所有権が乙に移転したときに甲から乙に現状のまま引き渡されたものとする。

（所有権移転登記）

第6条 所有権移転登記は、本契約に基づく売買代金完納後、甲がすみやかに行うものとする。

2 前項の登記手続きに要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任等）

第7条 乙は、本契約に基づく取引は現状有姿とし、売買物件が契約の内容に適合しない場合（登記簿上の面積と実測面積に相違がある場合、売買物件において地下埋却物その他廃棄物が発見された場合を含む。）には、乙の負担で対処するものとし、乙は、甲に対し、その不適合を理由として損害賠償、売買代金の減額又は返還、契約の解除等何らの請求をしない。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約の締結日以降、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免及び損害賠償を請求することができない。

(売買物件の譲渡禁止等)

第9条 乙は、売買物件の所有権を第三者（乙の操業に必要な関連企業を除く。）に移転し、又は売買物件を第三者（乙の操業に必要な関連企業を除く。）に貸し付けてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なくこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

(2) 乙が、乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

(3) 乙が、乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(解除権行使時の返還金等)

第11条 前条の規定により契約を解除したときは、甲は、売買代金として受領した金額を乙に返還し、乙は、売買物件の所有権を甲に移転する。ただし、この返還金には甲が受領したときから返還するときまでの利息は付けない。

2 前条の規定による契約解除により乙に損害が生じて、乙は、甲に対してその賠償を請求しないものとし、甲に損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 第10条の規定による契約の解除により乙が甲に売買物件を返還するときは、あらかじめ甲が承諾した場合を除き、乙の負担で売買物件を現状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、売買物件に要した補修、整地等の必要費、改良等の有益費その他の費用の償還を甲に請求しないものとする。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第15条 この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲； あさぎり町
あさぎり町長 〇〇〇〇〇 印
乙； 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 印

● 物件の表示

土 地

所 在 地	地 目	地 積
球磨郡あさぎり町〇〇字〇〇 〇〇番〇	〇〇〇	〇〇m ²